議題	テーマ提言について
項目	前回までの企業会計基準諮問会議におけるテーマ提案 2 バーチャル PPA の会計処理について

I. 本資料の目的

1. 第 49 回企業会計基準諮問会議（2023 年 11 月 22 日開催）では、「バーチャル PPA(電力購入契約：Power Purchase Agreement)の会計処理について」が新規テーマとして提案された。本資料は、本件に関するこれまでの経緯（第 50 回企業会計基準諮問会議（2024 年 3 月 11 日開催）でご紹介した実務対応専門委員会でのテーマ評価を含む）をご説明するとともに、その後の企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）事務局の追加の調査・分析をご説明し、それらを踏まえた提案についてご意見をいただくことを目的としている。

II. テーマ提案書

提案者:日本公認会計士協会
＜実務対応レベル＞

(テーマ) バーチャル PPA の会計処理について
(提案理由) 近年、多くの企業が脱炭素、低炭素化に向けた動きを活発化させており、温室効果ガス排出削減・吸収という環境の保全に関する付加価値[1]（以下「環境価値」という。）を対象とした取引が果たす役割の重要性が高まっている。なかでも、バーチャル PPA（Power Purchase Agreement）に基づく環境価値取引については、発電時に CO2 を排出しない電気が持つ「環境価値」のみが証書化された非化石証書を、実際の電力供給契約とは別に取引できる手段として広く利用され始めている。 バーチャル PPA においては、非化石証書を発電事業者から需要家に移転し、「発電量 ×（PPA 契約上の固定価格－卸電力市場で決定される電力価格）」により計算される金額を発電事業者と需要家との間で決済する（以下「差金決済」という。）ことが一

[1] 環境省「カーボン・オフセットの取組活性化に向けた方策」
(https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset/conf04/03/mat02-2.pdf)

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

般的である。この差金決済という特徴に着目し、バーチャル PPA をデリバティブとして取り扱うべきか否かが論点となる。この点、国際財務報告基準、米国会計基準及び日本基準が定めるデリバティブの内容は同一ではないため、いずれの会計基準を採用するかによってデリバティブに該当するか否かの判断に相違が生じる可能性がある。日本基準のもとではバーチャル PPA をデリバティブとして会計処理すべきか否かについて、監査法人に多くの質問が寄せられているが、実務上、統一された見解は確立されていない。このような状況を踏まえ、日本公認会計士協会は 2023 年９月に会計制度委員会研究報告第 17 号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 － 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 －」（以下、「研究報告」という。）（https://jicpa.or.jp/specialized_field/20230921dfg.html）を公表したが、研究報告の取りまとめに当たり、草案を公開し、広く意見を募集したところ、10 団体及び１個人から意見を受け取った。このうち、バーチャル PPA の会計処理については、監査法人、事業会社、業界団体及び財務諸表利用者から多くのコメントが寄せられており、バーチャル PPA の時価評価の要否に関する明確化に対する関心の高さが確認された。

今後、各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャル PPA を利用した環境価値取引がさらに拡大することが見込まれるが、バーチャル PPA の時価評価の要否が明確ではないことが、企業がバーチャル PPA に基づく環境価値取引を始める際の検討を進める上での課題となっている場合がある。

また、研究報告の検討過程において、既にバーチャル PPA を導入した企業における会計処理方法を確認したところ、現状では、バーチャル PPA の取引規模に重要性が認められないことから、詳細な検討なしに、簡便的に時価評価をしない会計処理が採用されている場合があることが確認された。今後、バーチャル PPA に基づく環境価値取引が我が国において拡大し、重要性が認められるケースが増加することが予想されるが、このような場合にバーチャル PPA の会計処理について明確な定めがないと、会計処理に関する実務上のばらつきが拡大すると考えられる。特に、バーチャル PPA をデリバティブとして取り扱うか否かにより財務諸表に及ぼす影響は大きく異なるため、統一的な会計処理が確立されない場合、企業間の財務情報の比較可能性が大きく阻害される可能性がある。

このため、バーチャル PPA の会計処理を明確化することで、バーチャル PPA に基づく環境価値取引を促進するとともに、企業間の財務情報の比較可能性を担保し、もってサステナブルな社会の実現に貢献することが可能になると考え、提案させていただく。なお、バーチャル PPA に基づく環境価値取引が既に我が国においても拡大していることに鑑みると、早期の対応が望ましいと考えられる。このため、バーチャル PPA に範囲を限定した新たな実務対応報告を開発することにより、会計処理を早期に明確化することが考えられる。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	（具体的内容） バーチャル PPA の契約当事者は需要家及び発電事業者であるが、これらの当事者におけるバーチャル PPA の会計処理は必ずしも完全に一致しない可能性もあると考えられる。このため、需要家及び発電事業者の双方の会計処理を検討する場合には、一定の時間を要することが予想されるが、バーチャル PPA の会計処理に関しては早期の対応が必要であることに鑑み、より広範囲に影響があると考えられる需要家の会計処理のみをご検討いただくことを提案する。 また、前述のとおり、研究報告の草案に対してバーチャル PPA に関連するコメントが多く寄せられたが、その大半は、仮にデリバティブとして時価評価が必要となる場合に、時価の見積りの複雑性や、時価の変動が損益に及ぼす影響への懸念から、時価評価を不要とする見解を支持するものであった。したがって、本提案では、時価評価の要否に焦点を当てて会計処理を明確化いただくことを提案するが、この明確化に際しては以下の「①デリバティブの該非」及び「②会計処理を行う単位」に関する論点をご検討いただくことが必要であると考えられる。 ① デリバティブの該非 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 6 項(1)において、デリバティブの特徴として、想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方（以下「想定元本等」という。）を有する契約であることが示されている。バーチャル PPA における差金決済の想定元本等に当たるものは「発電量」であるが、発電量は発電実績に応じて変動する契約となっていることが一般的である。このように、想定元本等である発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合であっても、想定元本等を有する契約として、デリバティブに該当することになるのか否かが明確ではない。したがって、新たな実務対応報告の開発に当たって、バーチャル PPA に関して、発電量が発電実績に応じて変動するため、契約期間中の想定元本等の量が定まらないような場合に、デリバティブに該当するか否かについて明確化することをご検討いただきたい。
	② 会計処理を行う単位 差金決済における精算の基礎となる固定価格は、非化石証書の環境価値が加味されて決定されており、差金決済には非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」という二つの要素が含まれている。この点、両者を区分して会計処理すべきか、又は一体として会計処理すべきかが論点となるが、この点について明らかにする現行会計基準は存在しないと考えられる。本論点において一体として会計処理すべきと判断される場合には、仮に「①デリバティブの該非」の検討の結果、差金決

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

	済がデリバティブに該当したとしても、非化石証書の購入取引（非金融商品の購入取引）に組み込まれたデリバティブとして、時価評価が不要であると判断できる可能性があるため、新たな実務対応報告において明確化することをご検討いただきたい。 これらの検討の結果、例えば、非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」を区分処理する場合、非化石証書の「環境価値」をどのように会計処理すべきか、また、差金決済の時価評価が不要となった場合、財務諸表に及ぼす潜在的影響等に係る追加的開示を要求すべきか等が論点になると考えられる。しかし、バーチャルPPAの会計処理に関しては時価評価の要否を最優先とすべきと考えられるため、その他の詳細な会計処理又は追加的開示要否の検討については本提案に含めていない[2]。

III. 第 49 回基準諮問会議における議論

2. 第 49 回基準諮問会議においては、事務局よりテーマ提案の内容及び分析が以下のとおり説明され、議論が行われた。

テーマ提案の内容

3. テーマ提案書が想定するバーチャル電力購入契約（PPA）の概要は次のとおりである。

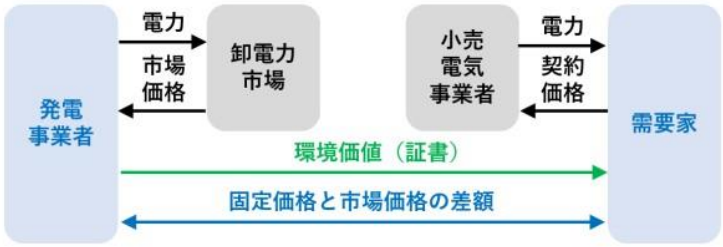

（出典：前掲、自然エネルギー財団「日本のコーポレート PPA 契約形態、コスト、先進事例」6 ペ

[2] 2023 年 7 月の IASB スタッフペーパー（アジェンダ・ペーパー12A）においても、再エネ証書（REC s）の会計処理については、排出物価格設定メカニズムのプロジェクトで取り扱うことがより適切である可能性があるため、狭い範囲の基準設定の対象としないことが推奨されている（当該アジェンダ・ペーパーの第 46 項参照）。
（https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2023/july/iasb/ap12a-application-of-the-own-useexception-to-some-physical-power-purchase-agreements.pdf）

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ージ)

(1) バーチャルPPAは、再生可能エネルギー発電設備が生み出す電力と環境価値のうち、環境価値のみを発電事業者から需要家に移転する仕組みであり、発電事業者と需要家の間で電力の取引を伴わない取引である。

(2) 発電事業者は、環境価値のみを需要家に移転し、発電した電力は卸電力市場に売却する。一方、需要家は、電力については通常どおりに小売電気事業者から調達し、発電事業者からは環境価値を取得する。

(3) PPA契約において固定価格を設定し、PPA契約上の固定価格と卸電力市場で決定される電力価格との差額を発電事業者と需要家との間で精算することが一般的である。また、差金決済の基礎は、発電実績に応じて変動する「発電量」とする契約となっていることが一般的である。この差金決済の仕組みにより、発電事業者にとっては電力の供給先は卸電力市場になるが、電力の売却による収入と環境価値の移転による収入の合計金額を PPA 契約上の固定価格に固定化することができる。一方、需要家にとっては電力の物理的な受渡しを伴うフィジカル PPA と同様に、一定規模の環境価値を長期間にわたって取得することができる。

4. テーマ提案書では、前項のバーチャル PPA について、以下に範囲を限定して取扱いを明確化する実務対応報告を開発することを提案している。

(1) 需要家の会計処理における次の側面

① バーチャルPPAにおける差額の精算がデリバティブに該当するか

② 当該精算に含まれる非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」の要素を区分して会計処理するか一体として処理するか。

テーマ提案の分析

5. 本件は提案者から実務対応レベルのテーマとして提出されている。実務対応レベルのテーマに関するテーマアップの要件は次のとおりである。

(1) 広範な影響があるか。

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。

(3) 会計実務における多様性はあるか。(多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。)

(4) 会計基準レベルのものではないか。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(5) 適時に実務対応報告等の開発が可能か。

6. 次項以降で、前項（1）から（5）のテーマアップの要件についての事務局の分析を示す。

（広範な影響があるか）

7. テーマ提案書では、バーチャル PPA の広がりに関し次のように説明しており、これを前提とすると広範な影響が生じる可能性があると考えられる。

- 「バーチャル PPA に基づく環境価値取引については、発電時に CO2 を排出しない電気が持つ「環境価値」のみが証書化された非化石証書を、実際の電力供給契約とは別に取引できる手段として広く利用され始めている。」
- 「今後、各企業の環境意識の高まりとともに、バーチャル PPA を利用した環境価値取引がさらに拡大することが見込まれる」

一方、環境価値を含む電力取引としては、テーマ提案されるバーチャル PPA のほか、再生可能エネルギーを物理的に取引するフィジカル PPA が行われるケースがあり、バーチャル PPA の中でも具体的な契約内容はさまざまなケースがあり得ると考えられるが、どのような契約について現在及び今後、広範な影響が生じる可能性があるかの詳細は不明である。

（作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか）

8. テーマ提案者である日本公認会計士協会は、2023 年 9 月に公表した会計制度委員会研究報告第 17 号「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 － 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 －」の取りまとめに当たり、草案を公開し広く意見を募集したところ、「バーチャル PPA の会計処理については、監査法人、事業会社、業界団体及び財務諸表利用者から多くのコメントが寄せられており、バーチャル PPA の時価評価の要否に関する明確化に対する関心の高さが確認された。」としていることから、作成者、利用者及び監査人のいずれにも一定のニーズが存在する可能性があると考えられる。ただし、検討対象とする取引及び内容により関係者のニーズが異なる可能性があると考えられる。

（会計実務における多様性はあるか（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか））

9. テーマ提案書では、「バーチャル PPA をデリバティブとして会計処理すべきか否かについて、監査法人に多くの質問が寄せられているが、実務上、統一された見解は確立されていない。」としているが詳細は不明である。また、会計処理を行う単位に関し実務の多様性があるかについても不明である。

（会計基準レベルのものではないか）

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

10. 本提案は、バーチャル PPA という新しい取引に対して会計上の取扱いを明確化することで適時に対応することを提案するものであるため、企業会計基準諮問会議の運営に関する要領（以下「運営要領」という。）第 5 条 2 に従い実務対応レベルのテーマとすることが考えられる。ただし、デリバティブの特徴における「想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額」とバーチャル PPA の差金決済における発電量との関係を明らかにするにあたって、現行の金融商品会計基準等の改正が必要となる場合、会計基準レベルのテーマとなると考えられる。

（適時に実務対応報告等の開発が可能か）

11. 適時に実務対応報告等の開発が可能かどうかは、検討対象とする取引及び内容によると考えられる。また、仮に本テーマを新規テーマとして取り上げる場合、国際的な整合性を考慮して検討することが考えられるが、この点、IASB は 2023 年 7 月に電力購入契約プロジェクトを作業計画に追加することを暫定決定しており、これらの国際的な会計基準における取扱い及び議論の動向を踏まえて検討する場合、実務対応報告等の検討及び開発時期に影響する可能性がある。

事務局の提案

12. 本テーマについては実務への影響及び関係者のニーズ、並びに実務の多様性及び適時に実務対応報告等の開発が可能かについて情報が不足していると考えられるため、これらについて十分に把握するため、運営要領第 7 条第 1 項に従い実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼することが考えられるとした。また、本テーマは、検討の方向性によって実務対応レベルではなく会計基準レベルとなる可能性があることから、この点についてもテーマ評価を依頼することが考えられるとした。テーマ評価依頼先に関し、テーマ提案がデリバティブに関連する場合には、金融商品専門委員会に意見を聞くことも考えられるが、実務への影響等の情報について把握するため実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼することが考えられるとした。

基準諮問会議における議論

13. 基準諮問会議では、前項の個々の考慮要因の分析を踏まえた事務局の提案に賛同するとして、実務対応専門委員会にテーマ評価を依頼することとされた。一方、テーマ提案における、範囲を需要家の会計処理に限定することについては、発電事業者における取扱いについても別途検討していただきたいとの意見が聞かれた。また、バーチャル PPA における差額の精算がデリバティブに該当するかの明確化に関しては、時価評価の必要性については見積りに複雑性があるため慎重な検討が必要と考えるという意見や、国際的な審議を参考にして検討を進める必要があるとの意見などが聞かれた。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

Ⅳ. 実務対応専門委員会における本テーマの評価

14. 実務対応専門委員会（以下「専門委員会」という。）では、本資料第 5 項の考慮要因のうち、次に関して追加の分析を行った。

(1) 会計実務における多様性はあるか。（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。）（第 5 項(3)参照）

(2) 作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるか。（第 5 項(2)参照）

(3) 適時に実務対応報告等の開発が可能か（第 5 項(5)参照）

会計実務における多様性はあるか（多様性の解消により比較可能性の改善が見込まれるか。）に関する分析

15. 会計実務における多様性に関して、事務局から本資料第 9 項に追加して次の点を指摘した。

(1) テーマ提案者からは、既にバーチャル PPA を導入した企業における会計処理方法を確認したところ、現状では、バーチャル PPA の取引規模に重要性が認められないことから、詳細な検討なしに簡便的に時価評価をしない会計処理が採用されている場合があることが確認されたことが示されている。当該内容からは、現行の会計実務において多様性が生じているかについては必ずしも明らかではないと考えられる。

作成者、利用者、監査人等からのニーズはあるかに関する分析

16. 作成者、利用者、監査人等からのニーズに関して、テーマ提案者である日本公認会計士協会が公表している『会計制度委員会研究報告「環境価値取引の会計処理に関する研究報告 － 気候変動の課題解決に向けた新たな取引への対応 － 」（公開草案）に対するコメントの概要及び対応について』[3]では、バーチャル PPA の会計処理に関し、事業会社、業界団体及び利用者から主として次のような意見が寄せられていることを示した。

(1) デリバティブとしての会計処理に反対する意見

(2) 日本基準上はデリバティブに該当しないとの意見

(3) デリバティブに該当するかはケースバイケースであり、多様な取引に適用できる会計基準等を整備すべきとの意見

(4) 電力価格決済要素と環境価値要素の分離に反対する意見

[3] 日本公認会計士協会のホームページ（https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/2-11-17-0a-20230921.pdf）参照

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

監査法人からは、非化石証書やバーチャル PPA などの環境価値取引の会計処理に関する問い合わせが増加しつつあり、特にバーチャル PPA に関しては、デリバティブに該当するか否かが会計上の課題として認識されており、問い合わせが多いとされている。

17. その上で、前項のコメントは、バーチャル PPA の会計処理に関し、関係者において異なる見解が存在する可能性を示唆するものと考えられる。このため、今後取引が拡大し重要性が認められるようになる場合には作成者及び監査人から一定のニーズが生じると考えられることを示した。

適時に実務対応報告等の開発が可能か

18. 適時に実務対応報告等の開発が可能かに影響を与える要因として、次のような事項が考えられることを示した。

（検討対象とする PPA の範囲）

19. テーマ提案では、バーチャル PPA の会計処理を取り上げることが提案されている。一方、IASB では、バーチャル PPA は、通常、市場の設計・構造によりフィジカル PPA が締結できない場合や経済的にバーチャル PPA の方が適している場合に、フィジカル PPA と類似した経済的実質を達成するために締結されるとの考え方も示されており、バーチャル PPA だけでなく、フィジカル PPA も検討されている。検討の範囲にフィジカル PPA を含めるかどうかによって基準開発に必要となる期間に影響する可能性がある。

（取引の範囲）

20. 国内の現行制度を前提とした場合、需要家は原則として非化石証書を第三者に売却できず、フィジカル PPA において発電事業者から調達した電力の全量を消費する必要がある[4]とされているなど、需要家の取引の目的が一般的には電力や非化石証書の自己使用に限定されていると考えられるが、今後想定される取引及び海外における取引も考慮する場合には取引の目的が異なる可能性もあり、検討する論点が拡大することが考えられる。

（取引当事者の範囲）

21. テーマ提案では、バーチャル PPA の需要家の会計処理のみ対象とすることが提案されているが（本資料第 4 項参照）、基準諮問会議では発電事業者の会計処理についてもニーズがあるとの意見が聞かれている。更に、小売事業者や仲介業者なども検討範囲とするかによって、検討に要する期間が異なることが考えられる。

（会計処理単位）

[4] 研究報告 48 ページ参照

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

22. テーマ提案では、当該精算に含まれる非化石証書の「環境価値」と「電力の市場価格の変動に係る精算」の要素を区分して会計処理するか一体として処理するかの明確化を求めている。一方、IASB は、排出物価格設定メカニズムに関するプロジェクトを予備リストに含めているため、PPA に関する狭い範囲の基準設定プロジェクトにはフィジカル PPA 及びバーチャル PPA における再生可能エネルギー証書(以下「REC」という)の会計処理を含まないとしている。現行の我が国の取引形態を踏まえ、その取引の性質に応じて、非化石証書と差金決済取引を区分して会計処理するか又は一体として会計処理するかの検討を行い、非化石証書の取扱いを明確にするか、国際的な議論を踏まえた検討を行うかによって適時に基準開発が可能かどうかに影響を与えると考えられる。

(国際的な基準との整合性)

23. IASB は、2023 年 12 月に財務諸表が電力購入契約(PPA)の実質を忠実に表現し、企業への影響に関する関連性のある情報を含むことを担保するための IFRS 第 9 号「金融商品」の狭い範囲の基準設定を行うことを暫定決定している。IASB は、「自己使用」の要求事項(フィジカル PPA を想定)、及びヘッジ会計の要求事項(バーチャル PPA を想定)についての修正を含むアプローチを探求しており、2024 年第 2 四半期に公開草案を公表する予定である[5]。なお、ここで検討されている PPA は IASB が各法域にリサーチした取引に基づくものであり、現在、我が国で行われている取引と異なるものが含まれている。

24. また、IASB と FASB は、REC を含む環境価値に関連する会計処理を検討するプロジェクトをそれぞれ進行又は予定しており[6]、国際的な基準との整合性を図るためにこれらの審議を踏まえた検討を行う場合は、適時に基準開発が可能ではないことがあると考えられる。

25. 第 19 項から前項の分析及び国際的な基準開発の動向も踏まえると、提案を進める場合に次の 2 つのアプローチが考えられること、及び両アプローチに対する分析を提示した。

(1) アプローチ 1

現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲(会計処理単位や時価評価の要否)を限定して会計処理を検討する。

---

[5] 別紙のとおり、2024 年 5 月に公開草案が公表された。

[6] IASB は PPA に組み込まれる REC の会計処理については、IASB の予備リストに含まれる排出物価格決定メカニズムのプログラムの一部として取り扱うことがより適切であるとして、PPA プロジェクトに含めないことを暫定決定している。また、FASB は 2022 年 5 月に環境クレジットの創出につながるコンプライアンスや自主的なプログラムへの参加者、及び環境クレジットを創出する非政府機関の認識、測定、表示、開示の改善を目的としたプロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加し検討を進めている。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

(2) アプローチ 2

国内の現行制度を前提とした取引のみならず、今後想定され得る取引や海外の取引など様々なケースに適用可能な会計上の取扱いを検討する。その際、国際的な整合性についても併せて検討することが考えられる。

各アプローチの分析

26. アプローチ 1 は、テーマ提案者のニーズに対応するアプローチであり、アプローチ 2 に比べ、適時に基準開発が可能と考えられる。また、範囲が限定されることから、実務対応報告レベルの対応とすることが考えられる。しかしながら、バーチャル PPA を含む環境価値取引が進展し、新たな取引形態が生じた場合や、制度変更などの環境の変化が生じた場合には、当初想定した範囲では対応できなくなる可能性がある。また、取引条件等により対象範囲を適切に絞り込むことが必ずしも容易でない可能性がある。

27. さらに、アプローチ 1 を採用し国際的な基準より先に基準開発を行うこととした場合には、結果として国際的な基準と整合しなくなることになる可能性があり、整合性を図ることとした場合には再度検討が必要となることがある。

28. アプローチ 2 に関しては、対象範囲を広く設定するため、アプローチ 1 と比べ、実務への影響及び関係者のニーズに幅広く対処できる可能性があるが、次の検討対象をどこまで範囲に含めるかにより、着手する時期及び基準開発に必要な期間が影響すると考えられる。

(1) 取引の範囲を今後想定される取引や海外の取引などに拡大する場合に、取引目的についても自己使用に限らず、トレーディング目的なども対象とするかどうか

(2) バーチャル PPA だけでなく、フィジカル PPA も対象とするか

(3) 取引当事者の範囲として、需要家のみならず、発電事業者や小売事業者等も含めるかどうか

29. また、アプローチ 2 において、国際的な基準との整合性を図ることを重視する場合、第 23 項及び第 24 項に記載の IASB 及び FASB それぞれによるプロジェクトの検討の方向性及び完了時期の影響を受けることになると考えられる。また、国際的な基準の検討状況を踏まえて、仮に、非化石証書を別個のプロジェクトとして検討する場合は、第 4 項の会計処理単位の明確化に関するテーマ提案者のニーズを満たさない可能性がある。更に、国際的な基準として IFRS を想定して整合性を図ることを想定し、IASB が IFRS 第 9 号の限定的な修正を行う方向性と整合的な取扱いを検討する場合には、日本基準における金融商品会計基準と IFRS 第 9 号はデリバティブの定義やヘッジ会計モデルが異なるため、PPA の会計処理よりも検討の範囲が拡大する可能性がある。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

30. なお、前項のとおり、アプローチ 2 において国際的な整合性を考慮するにあたり、IASB が IFRS 第 9 号の限定的な修正を行う方向性と整合的な取扱いを検討する場合には、デリバティブの定義やヘッジ会計に関連するため、会計基準レベルのテーマとなる可能性があると考えられる。

V. 第 50 回基準諮問会議に報告された専門委員会の評価

31. 専門委員会では、現時点でバーチャル PPA による影響が広範か、及び会計実務に多様性が生じているかについては必ずしも明らかでない点もあるが、温室効果ガス削減目標達成のため再生可能エネルギーを拡大するという社会的な課題を背景に取引に対するニーズが増加しているとの意見があった。また現時点では重要性がないが、今後、取引が拡大した場合に会計処理に多様性が生じる可能性があるため、会計処理の明確化に関する利害関係者のニーズはあるとの意見があった。

32. 本テーマ提案の検討を進める場合の方法に関して、次の理由から、アプローチ 1（現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計処理を検討する）を支持するとの意見が多数聞かれた。

(1) バーチャル PPA についてはデリバティブに該当するかどうかが論点であるため、当該論点を検討すべきである。

(2) アプローチ 2 を採用し、我が国の金融商品会計基準等におけるデリバティブの特徴等に関する定めと IFRS におけるデリバティブの定義に関して国際的な整合性を図ることは検討に時間を要し、他の取引への影響も検討する必要があるため現実的でないと考えられる。

(3) 非化石証書まで対象範囲に含め国際的な整合性を図る場合、IASB における今後の非化石証書等に関するプロジェクトの開始及び進展をさらに待つ必要があり、スケジュールが関係者のニーズと見合わない可能性がある。

(4) 取引当事者の範囲に関し、需要家の会計処理に対するニーズが相対的に大きいと考えられるため、対象を需要家に絞って検討することが考えられる。

なお、アプローチ 1 に基づきバーチャル PPA を取引の範囲とする場合であっても、検討にあたっては、バーチャル PPA とフィジカル PPA の会計処理の整合性を考慮すべきとの意見があった。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

33. 以上の専門委員会における審議を踏まえ、第 50 回基準諮問会議（2024 年 3 月 11 日開催）では本件の評価として、次が報告された。

(1) 現在我が国において行われているバーチャル PPA の一般的な取引形態で用いられる差金決済の基礎となる発電量の条件や、需要家が取得する非化石証書の性質等に基づき、バーチャル PPA について需要家の観点から優先度の高い論点に範囲（会計処理単位や時価評価の要否）を限定して会計処理を検討するアプローチ 1 については、実務対応レベルの新規テーマとして取り上げる要件を満たしていると考えられる。

VI. 事務局の追加の調査・分析及び提案

34. 前項の専門委員会の評価を得ているところ、事務局では本件について追加情報の収集及び分析が必要と考えるとし、次回以降の基準諮問会議に提案することとしていた。

35. 特に、本資料第 31 項に示される「会計実務に多様性が生じているかについては必ずしも明らかでない」とされる点について、追加の調査が必要であることが指摘されていた。このため、関係者に対するヒアリングを通じて、会計処理の現在の実情、会計処理に対する見解、時価評価の方法について確認した（資料(1)-3 参考資料）。

36. その結果、調査の範囲で会計処理にさほど多様性はない点が明らかにされたことを除き、新たな情報はないと考えられ、専門委員会の評価を概ね受け入れることができると考える。

37. こうした中、専門委員会での検討も踏まえて、本テーマの検討の進め方について次が考えられる。

(1) 現状の取扱いを考慮してニーズの高い領域について当面の取扱いを定める。そのうえで、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として、必要に応じて見直しを行う。

(2) 当面は着手しない。そのうえで、実務の進展や国際的な会計基準の審議の動向を注視し、国際的な会計基準における取扱いがより明確になったこと等を契機として、国際的な会計基準との整合性も考慮しつつ、会計処理の検討を行う。

これらはそれぞれ本資料第 25 項のアプローチ 1 及びアプローチ 2 を検討のタイミングの観点から説明し直したものである。

38. 専門委員会ではアプローチ 1 について、新規テーマとして取り上げる要件を満たしてい

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

るとして評価されており、社会的な課題への対応から取引拡大により会計処理を明らかにするニーズが増加しているとの意見も聞かれているとされている。このため、アプローチ 1 について検討を進めることを、企業会計基準委員会の新規テーマとして提言することが考えられるがどうか。

ディスカッション･ポイント
本資料第 34 項以降の基準諮問会議事務局の追加の調査・分析について、ご質問、ご意見があれば伺いたい。また、前項の基準諮問会議事務局の提案のとおり、「バーチャル PPA の会計処理」について新規テーマとするように企業会計基準委員会に提言することについてご意見を伺いたい。

以　上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

別紙　国際的な会計基準における PPA 及び環境価値取引に関連する議論の動向

国際会計基準（IFRS）

1. IASB は、PPA について、2024 年 5 月に公開草案「再生可能電力に係る契約（IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号の修正案)」（コメント期限：2024 年 8 月 7 日）を公表した。同公開草案は、フィジカル PPA とバーチャル PPA の契約の影響を財務諸表が忠実に表現することを確保することを目的として、IFRS 第 9 号等を狭い範囲で修正する提案を行っている。

2. 具体的には IASB は再生可能電力に係る契約について、IFRS 第 9 号及び IFRS 第 7 号を次のように修正することを提案している。

   (1) 自己使用の要求事項 ― 発電の源泉が自然に依存しており、購入者が数量リスクのほとんどすべてに晒されている再生可能電力を購入し引渡しを受ける契約に IFRS 第 9 号の 2.4 項を適用する際に企業が考慮することを要求される要因を含める。

   (2) ヘッジ会計の要求事項 ― 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約を企業がヘッジ手段として用いることを認める。

      ① 所定の要件が満たされる場合に、変動数量の電力の予定取引をヘッジ対象に指定する。

      ② ヘッジ対象をヘッジ手段について用いるのと同じ数量の仮定を用いて測定する。

   (3) 開示要求 ― 所定の特徴を有する再生可能電力に係る契約が企業の財務業績並びに企業の将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにする開示要求を追加する。

3. 非化石証書の会計処理については、IASB は、排出物価格設定メカニズムのプロジェクトの中で取り扱うこととしているが、同プロジェクトは、現在、IASB の予備リストの位置付けであり、開始時期及び完了時期は未定である。

米国会計基準

4. 米国財務会計基準審議会（FASB）は、PPA について特にプロジェクトを設定していない。

5. FASB は、2022 年 5 月に環境クレジット・プログラムから生じる資産、負債の認識、測定、表示及び開示の要求事項を改善するためのプロジェクトをテクニカル・アジェンダに追加しており、2023 年 10 月の FASB ボード会議から議論が開始されている。2024 年後半に公開草案を公表予定としている（コメント期間は 90 日間)。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

以　上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。